

令和3年度 犯罪被害者週間中央イベント
パネルディスカッション

「被害者支援は どこまで進んだか」

- パネリストの紹介
- 澤田氏の講演を踏まえて…
「被害者支援の発展経緯」「被害者参加制度」「少年法の改正」
- 刑事手続における支援
- 警察による支援
- 自治体による支援 ①東京都の状況
②千葉県の状況
- 被害者支援のこれから…

伊藤 富士江（コーディネーター）

- 上智大学 総合人間科学部客員研究員 社会福祉学博士
- 警察庁犯罪被害者等施策推進会議専門委員
- 公益社団法人被害者支援都民センター理事 など
- 警視庁(心理職)、警察庁科学警察研究所(心理技官)、
聖カタリナ女子大学などの勤務を経て、
上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授 令和2年3月定年退職
- 専門：ソーシャルワーク、司法福祉、犯罪被害者支援

澤田 美代子（パネリスト）

- 犯罪被害者遺族
平成20年11月10日、会社から帰宅途中の次男
(24歳)が、19歳の少年が運転する軽トラックに
はねられ殺害された殺人事件の遺族
- 公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター理事
- 少年犯罪被害当事者の会会員

伊東 秀彦（パネリスト）

- 弁護士（みどり総合法律事務所）
- 千葉県弁護士会副会長
- 千葉県弁護士会犯罪に関する委員会前委員長
- 平成16年3月中央大学法学部法律学科卒業
同年4月から司法修習、平成17年10月弁護士登録
- 犯罪被害者支援に意欲的に取り組み、多くの裁判等を担当。
また、関係機関での講話等を通して、連携強化、広報・啓発活動にも
力を入れている。
- 平成6年3月、アメリカ・カリフォルニア州において留学中の兄
(当時19歳)が、現地でカージャックに遭い殺害されており、
犯罪被害者遺族でもある。

奥田 暁宏（パネリスト）

- 警視庁総務部企画課犯罪被害者支援室警部
- 警察庁指定広域技能指導官
令和2年、犯罪被害者支援部門で
全国初の警察庁指定広域技能指導官に指定。
犯罪被害者支援に関わる後進の育成のため、
警察大学校や都道府県警察の警察本部などで講義を行う。
- 平成4年拝命、中央署、捜査第二課、新宿署などを経て、現職

乗木 亜子（パネリスト）

- 平成31年4月から
東京都総務局人権部被害者支援連携担当課長
- 事務局として、
東京都犯罪被害者等支援条例（令和2年4月1日施行）、
第4期東京都犯罪被害者等支援計画（計画期間：令和3年度から
7年度末）の策定に携わる。

「犯罪被害者支援」の発展経緯

- 昭和55年5月 犯罪被害者等給付金支給法 成立
- 平成16年12月 **犯罪被害者等基本法 成立**
- 平成17年12月 基本法に基づき
犯罪被害者等基本計画 策定
→ 258施策
- 平成23年4月 第2次犯罪被害者等基本計画 施行
- 平成28年4月 第3次犯罪被害者等基本計画 //
- 令和 3年4月～ 第4次犯罪被害者等基本計画 //

「権利」を求めた時代 → 「ニーズ」を満たす時代へ

犯罪被害者等基本法

第3条1項

「犯罪被害者等は、尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を受ける権利を有する」



- 基本法は、犯罪被害者等の権利利益を保護し推進することを目的とし、長い間見過ごされた存在であった**被害者の基本的権利**を明記した画期的な内容。

犯罪被害者等基本計画

- 平成17(2005)年、基本法に基づく「**犯罪被害者等基本計画**」(第一次)を策定、基本法実現のため官民挙げての取組が始まる。

5つの重点課題

- ①損害回復・経済的支援等への取組
- ②精神的・身体的被害の回復・防止への取組
- ③刑事手続への関与拡充への取組
- ④支援等のための体制整備への取組
- ⑤国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

被害者参加制度とは

平成20(2008)年12月1日から導入

「一定の犯罪の被害者などが、裁判所の決定により、公判期日に出席し、被告人に対する質問を行うなど、**刑事裁判に直接参加**することができる制度」

(「法テラス」HPより)

少年法

第1章 総則

(この法律の目的)

- 第1条 この法律は、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする。

少年法改正のおもな経過

1948(昭和23)年に公布⇒2000(平成12)年以降次々に改正

- 2000年 刑罰適用範囲の拡大(16歳以上⇒14歳以上)
少年審判手続の改善 など
- 被害者等への配慮**：少年審判の結果等の通知、非行事実に関する記録の閲覧、謄写を認める、被害者等の意見の聴取
- 2007年 14歳未満少年の少年院送致 国選付添人制度 など
- 2008年 少年審判における「**被害者傍聴**」
殺人や交通死亡事故など重大事件の少年審判(12歳以上の少年による事件)において、**被害者や遺族の傍聴**を認める
- ：
- 2021年 18・19歳を「特定少年」と位置付ける (2022年4月施行)

第4次犯罪被害者等基本計画	
第1次～第3次犯罪被害者等基本計画における主な成果 <ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者救済制度の拡充 犯罪被害者参加制度の創設・拡充 犯罪被害者救済制度の拡充 犯罪被害者参加制度の創設・拡充 犯罪被害者救済制度の拡充 犯罪被害者参加制度の創設・拡充 	
第3次犯罪被害者等基本計画の評価 <ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者等への中長期的な支援が必要 犯罪被害者等への支援が必須 	
第4次犯罪被害者等基本計画のポイント	
① 地方公共団体における犯罪被害者等支援 <ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者等支援を目的とした条例制定等に関する情報提供の実施 地方公共団体の総合的対応窓口における公認心理師等の専門職の活用 	② 被害者結連における犯罪被害者等への配慮の充実 <ul style="list-style-type: none"> 被害者・被害者等との具体的な行動を促す改善指導・矯正教育等の充実 刑の執行段階等における犯罪被害者等の心情等の聴取・伝達制度の検討 犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実
③ 被害が顕在化しやすい犯罪被害者等への支援 <ul style="list-style-type: none"> 性犯罪・性暴力被害者等のためのワンストップ支援センターにおける夜間休日コールセンターの設置等の体制強化 児童虐待等の被害者支援のための児童相談所における児童相談士、学校におけるスクールソーシャルワーカー等の配置の充実 	④ 様々な犯罪被害者等に対応した多様な支援 <ul style="list-style-type: none"> 被害者支援連絡協議会等における連携の推進 様々な犯罪被害者等への適切な対応や支援 インターネット上の相談中継等への適切な対応

出所：警察庁HP

長時間にわたり ご清聴ありがとうございました。

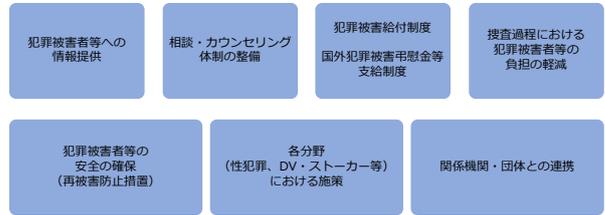
■ 本日の話から、1つでも2つでも心に刻んで、行動に移していただければ幸いです..



警察における被害者支援

警視庁総務部企画課犯罪被害者支援室
奥田 暁宏

警察における被害者支援の主な取組



警察における被害者支援の主な取組

指定被害者支援要員制度

犯罪被害者等支援が必要とされる事件の発生

↓
あらかじめ指定された警察職員が犯罪被害者等支援活動を実施
【支援要員3万6,363人（うち女性警察職員7,742人）】※令和元年末現在

【対象事件】

- 殺人・傷害・性犯罪等の身体犯
- ひき逃げ事件・交通死亡事故等事件
- その他必要と認められる事件

【活動内容】

- 事情聴取・実況見分等への立会い
- 病院等への付添い
- 相談・要望への対応
- 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介

外神田一丁目先路上における無差別殺傷事件

- ◆ 平成20年6月8日（日）午後0時33分発生
- ◆ 秋葉原において発生、25歳(当時)男性が17名を殺傷した事件
 - 【第1現場】加害者がトラックを運転し、交差点に突っ込む
3名死亡、2名軽傷
 - 【第2現場】加害者がダガーナイフを所持し、歩行者を次々に刺す
4名死亡、7名重傷、1名軽傷
- ◆ 警視庁では、「被害者支援本部」を設置し、初期的支援を実施

令和3年度 犯罪被害者週間中央イベント
パネルディスカッション「被害者支援はどこまで進んだか」

東京都における犯罪被害者等支援

東京都総務局人権部被害者支援連携担当課長 乗木亜子

東京都犯罪被害者等支援条例の制定

- 都では、平成20年1月に「東京都犯罪被害者等支援推進計画」を策定。
- それ以降、三期にわたる支援計画に基づき、東京都総合相談窓口（平成20年度）の機能強化や性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業（平成27年度）をはじめとした犯罪被害者等支援に取り組んできた。
- 一方、都内では、刑法犯の認知件数は、依然として全国の1割強を占めるなど、犯罪被害者等の置かれている状況は厳しい。

都としての被害者支援の姿勢を明確に示すとともに、社会全体での取組をより一層進めていくため、東京都犯罪被害者等支援条例を制定（令和2年4月1日施行）

東京都犯罪被害者等支援条例の概要

○ 目的（第1条）

- ・ 犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び、犯罪被害者等の生活の再建を図ること。
- ・ 犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与すること。

○ 都が実施する被害者支援の施策及びその方向性（第11条～第22条）

- 相談、情報の提供等
- 心身に受けた影響からの回復
- 安全の確保
- 居住の安定等
- 雇用の安定等
- 経済的負担の軽減
- 緊急支援の実施
- 都内に住所を有しない者への支援
- 都民の理解の増進
- 民間団体に対する支援
- 人材の育成
- 個人情報の適切な管理

経済的負担の軽減

犯罪被害者等の二重を踏まえた経済的支援策を拡充（令和2年度・3年度）

	転居費用の助成	無料法律相談	見舞金の給付	被害者参加制度における弁護士費用の助成	
目的	犯罪被害により従前の住居に居住し続けることが困難な犯罪被害者等に対し、転居するための費用を助成	犯罪被害者等が裁判など法律手続を行うに当たって必要な相談が行えるよう、弁護士等への法律相談費用を助成	犯罪被害者等給付金（国制度）が支給されるまで（申請から概ね6か月）の間、犯罪被害により当面必要となる経費の一定額を給付することで、経済的負担を軽減し、被害者等の日常生活・社会生活の早期回復を図る	刑事裁判の被害者参加制度を希望する被害者等が、弁護士による法的支援を受けながら制度参加できるよう、弁護士へ委任するための費用を助成	
支給等対象者	殺人、強盗、強制性交等の被害者等	身体犯、重大な交通事故事件の被害者等から相談を受けた弁護士	遺族見舞金 故意の犯罪行為により死亡した被害者の遺族	重傷病見舞金 故意の犯罪行為により、医療機関での治療の期間が1か月以上、かつ入院3日以上の上重傷病を負った被害者本人	被害者参加制度を利用し、かつ以下に該当する被害者等 ・ 資力500万円未満 ・ 被害者参加人のための国選弁護士制度（資力200万円未満）に非該当

もし、犯罪被害にあったら・・・

～まずはお電話ください～

犯罪被害者等の支援を専門とする相談員が、様々な不安や困難などの相談に対応し、必要な情報をお伝えします。相談は無料です。まずは、電話でご相談ください。その後、状況や要望に応じて、面接相談や各種支援を行います。

【犯罪被害全般に関する相談窓口】

犯罪被害者等のための
東京都総合相談窓口

受付時間 月・木・金 9:30～17:30
火・水 9:30～19:00
休假日、年末年始を除く

電話 03-5287-3336

ホームページ <http://www.shien.or.jp>

公益社団法人被害者支援センター（東京都公安委員会指定の犯罪被害者等早期援助団体）が対応します。

【性犯罪・性暴力専用の相談窓口】

東京都性犯罪・性暴力被害者
ワンストップ支援センター

受付時間 24時間365日 受付

電話 03-5607-0799
または 89891（性暴力ホットライン）

ホームページ <https://sarc-tokyo.org>

特定非営利活動法人性暴力救済センター・東京ISARC
東京が対応します。

このリーフレットに関するお問い合わせ
東京都総務局人権部被害者支援連携課 電話03-5386-2589

犯罪被害にあわれた方へ

東京都の犯罪被害者等支援のご案内

ひとりで悩まないで、ご相談ください

ひとりで悩まないで、ご相談ください
被害から回復するためのお手伝いをします
ご相談をいただき、一定の条件に該当される方は、見舞金給付などの支援を受けることができます。詳しくは相談窓口までお問合せください。

東京都

令和2年10月版

東京都の犯罪被害者等への主な支援事業

① 見舞金の支給

犯罪被害にあられた方に対し見舞金を支給します。

- 遺族見舞金 30万円
- 重傷病見舞金 10万円

＜対象となる方＞

- ・ 殺人、傷害、性犯罪などの犯罪行為により生命や身体への被害を受けた遺族、及び陪審員により重傷病となった遺族
- ・ 主犯等
- ・ 重傷病の場合、医療機関における治療に1か月以上かつ入院3日以上を要したこと
- ・ 犯罪発生の日から1年以内に申出があること

東京都総合相談窓口へご連絡ください

② 転居費用の助成

犯罪被害により今までの住居に住むことが困難となった場合に、転居等の費用を助成します。

●転居等の費用のうち最大20万円まで

＜対象となる方＞

- ・ 殺人、傷害、性犯罪などの犯罪行為により生命や身体への被害を受けた被害者、及び陪審員として入選
- ・ 主犯等
- ・ 自宅や自宅付近で被害にあわれ、自宅に住み続けることが困難になったこと
- ・ 犯罪発生の日から1年以内に申出があること

東京都総合相談窓口へご連絡ください

③ 無料法律相談

犯罪被害者等による様々な困難について、弁護士が直接電話に相談し、必要に応じて面接による相談を行います。

●面接相談：最大1時間30分まで無料

＜対象となる方＞

- ・ 犯罪被害を受けた被害者及びその遺族
- ・ 陪審員として入選した陪審員による被害を受けた陪審員及びその遺族

弁護士会犯罪被害者支援センターへご連絡ください

受付時間 月～金 11:00～16:00
土曜日、年末年始を除く

電話 03-3581-6666

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が共同設置しています。弁護士が直接電話に話し、必要に応じて面接による相談が可能です。詳しくは無料法律相談窓口までお問い合わせください。

④ ⑤は令和2年4月1日以降に発生した犯罪被害者対象としています。支援事業ごとに必要な要件があります。詳しくは各相談窓口にお問合せください。

その他にも相談支援を行っています

④⑤の支援事業に関する詳しい内容や
東京都の犯罪被害者等支援センターについては
ホームページでもご覧いただけます。

相談・情報提供

犯罪被害者による様々な不安や困難などの電話相談に応じるほか、必要に応じて面接による相談（予約制）も提供します。

精神的被害への支援

犯罪被害者により受けた精神的な被害からの回復のため、臨床心理士や精神科医によるカウンセリングを行います。

弁護士費用への対応

刑事裁判、裁判への参加・傍聴などにより、裁判所、検察庁、病院、警察署などに行くと、相談員による対応を行います。

詳しくはご相談ください。各相談窓口については裏面をご覧ください。

犯罪被害者等支援センターへご連絡ください

性犯罪・性暴力被害者 東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターへご連絡ください

<https://www.soum.mhlh.tokyo.lg.jp/10/jiken/hojisa/hanzai.html>

第4期東京都犯罪被害者等支援計画

《計画の性格》

犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等支援に関する総合的かつ計画的な推進を図るための計画

《計画期間》 5年間（令和3年度～令和7年度）

施策の基本的方向

- ・三期にわたる支援計画により、都や各関係機関における犯罪被害者等支援策が充実
- ・犯罪被害者等の状況に応じた適切な支援を途切れることなく提供するため、都が主体となって総合的な支援体制を整備

→ 目指すビジョン 関係機関の連携強化による支援の充実

2つの基本的方向	5つの施策の柱
犯罪被害者等が安心して暮らすことができる支援の提供	施策の柱1 総合支援体制の整備 施策の柱2 相談体制・情報提供の充実 施策の柱3 早期回復・生活再建に向けた支援
犯罪被害者等を支える社会の形成	施策の柱4 都民の理解の増進 施策の柱5 人材の育成と民間支援団体への支援

施策の柱1 総合支援体制の整備

○総合的な支援体制の整備

- ・犯罪被害者等が、関係機関のどこを起点としても必要な支援につながり、適切な支援を受けられるよう、体制を整備

（主な施策）

- ・総合的な支援体制に向けた整備
- ・被害者等支援専門員（コーディネーター）による支援（令和3年度～）等

○区市町村における支援体制の充実に向けた取組

- ・犯罪被害者等への生活支援を中心とした身近な相談しやすい環境を充実させる取組を推進

（主な施策）

- ・区市町村担当者に対する研修の充実（事例検討会、ロールプレイング方式等）
- ・被害者等支援専門員（コーディネーター）による支援（令和3年度～）等

8

『被害者等支援専門員（コーディネーター）』について

支援機関あてに連絡した想定事例

- 犯罪被害で重傷を負い、仕事ができなくなった。今後もすぐには働くことができず、家賃の支払いなど、経済的に困窮している。居住している区市町村に伝えたいが、どの窓口で連絡したらよいだろうか？
- 子供が犯罪被害に遭ってしまい、これまでどおりの学校生活ができないかもしれないと親が心配している。どこに伝えたらよいだろうか？

こうした場合は、被害者等の同意を得た上で、居住する区市町村の窓口担当者等に連絡し、必要な支援を実施

9